

東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業実施要項

- 1 目 的 2020年東京オリンピック・パラリンピックに出場を目指す千葉県アスリートを強化・支援し、1人でも多くの出場者を輩出することで県民に元気と勇気を与えることを目的とする。なお、パラリンピックは、少ない競技人口などの課題を踏まえ、トップアスリートの強化と併せて、選手の掘り起こしを実施する。
- 2 主 催 千葉県競技力向上推進本部（以下「推進本部」という）及び一般社団法人千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会（以下「県スポレク協会」という）
- 3 主 管 関係団体等（競技団体・特別支援学校・企業等）
- 4 実施期間 2015年度から2018年度までの4年間
- 5 対象事業 (1) 障害者スポーツ選手の掘り起こし
(2) パラリンピックアスリート強化
(3) オリンピックアスリート強化
- 6 事業内容 別表第1のとおりとする。なお、対象競技を所管する関係団体等へ事業を委託する。
- 7 対象競技 別表第1のとおりとする。
- 8 経費負担 経費負担は、推進本部並びに県スポレク協会の委託料及び個人の負担等によるものとし、委託料の対象及び負担割合は別表第2のとおりとする。
- 9 申請・報告 実施計画書に必要事項を記入し、定められた期日までにオリンピック関係は推進本部に、パラリンピック関係は県スポレク協会事務局に提出する。また、事業完了の日から起算して30日以内又は委託金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い時期までに報告書をオリンピック関係は推進本部に、パラリンピック関係は県スポレク協会へ提出する。
- 10 その他 事業実施上の留意事項は別に定める。

別表第1-1

1 障害者スポーツ選手の掘り起こし

対象競技	東京パラリンピック実施競技（22競技） アーチェリー、ウィルチェアーラグビー、車椅子フェンシング、車椅子テニス、車椅子バスケットボール、ゴールボール、視覚障害者5人制サッカー、シッティングバレーボール、自転車、柔道、水泳、卓球、射撃、馬術、パワーリフティング、バドミントン、テコンドー、ボート、ボッチャ、陸上、カヌー、トライアスロン	
年 齢	12歳以上	
対象選手	範 囲	①千葉県内の中学校、高等学校、特別支援学校、大学、スポーツクラブに在籍する生徒又は学生で競技団体等から推薦された者 ②千葉県内に在住する者で競技団体等から推薦された者 ③千葉県内の中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した者で競技団体等から推薦された者
	資 質	障害者スポーツ選手のうち、優れた能力を有し、継続してパラリンピック競技に取り組む意志を持つ者
	備 考	選手を継続的に指導する監督・コーチ等及び強化活動に必要とされる介助者は対象事業における支援の対象とすることができる。
対象事業	競技体験会 トップアスリートによる実技指導及びパラリンピック競技体験	

別表第1-2

2 パラリンピックアスリート強化

		基礎強化支援	特別強化支援
対象競技		東京パラリンピック実施競技（22競技） アーチェリー、ウィルチェアーラグビー、車椅子フェンシング、車椅子テニス、車椅子バスケットボール、ゴールボール、視覚障害者5人制サッカー、シッティングバレーボール、自転車、柔道、水泳、卓球、射撃、馬術、パワーリフティング、バドミントン、テコンドー、ボート、ボッチャ、陸上、カヌー、トライアスロン	
年齢		12歳以上	
対象選手・団体	範囲	①千葉県内の中学校、高等学校、特別支援学校、大学、スポーツクラブに在籍する生徒又は学生で競技団体等から推薦された者 ②千葉県内に在住する者で競技団体等から推薦された者 ③千葉県内の中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した者で競技団体等から推薦された者 ④千葉県内に所在する、競技団体等から推薦された学校又は団体（基礎強化支援のみ） ⑤競技団体等から推薦があり、（一社）千葉県スポーツ・レクリエーション協会（障害者アスリート部会）が特に認めた者	
	競技レベル 競技団体等推薦基準	①県選抜代表選手 ②県大会上位者（個人、団体2位以上） ③団体（過去5年間において全国大会で8位以上の学校又は団体）	①各世代の日本代表選手 ②全国大会上位者（個人3位以上） ③過去の成績や競技記録等が全国大会上位者と同等であると認められる者
	備考	選手を継続的に指導する監督・コーチ等及び強化活動に必要とされる介助者は対象事業における支援の対象とすることができる。	
対象事業		①国際大会等の視察 対象者を国際大会や日本リーグ等全国トップレベルの大会の視察のため派遣する。 ②競技用具の整備（金額20万円以上） 対象者が使用する競技用具を購入する。 ③選手・チームの招聘 国内のトップクラスの選手やチームを招聘し、大会や練習ゲームを実施する。 ④外部指導者活用 コーチ、トレーナー等を活用するとともに、国際大会へ出場した選手や指導者を講師とした指導等を行う。 ⑤合同練習会・合同合宿 対象者を集め、練習会・合宿を実施する。 ⑥千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会（障害者アスリート部会）が特に認めた事業	①海外遠征 対象者を大会出場や練習ゲーム等を行うため、強豪国へ派遣する。 ②国際大会の視察 対象者を国際大会の視察のため派遣する。 ③国内遠征 対象者をジュニアナショナルチーム選考会や全国大会等へ出場するため派遣する。 ④強化合宿 海外・国内において、強化合宿を実施する。 ⑤選手・チームの招聘 海外・国内のトップクラスの選手やチームを招聘し、大会や練習ゲームを実施する。 ⑥競技用具の整備 対象者が使用する競技用具を購入または修理する。 ⑦外部指導者活用 コーチ、トレーナー等を活用する。 ⑧医・科学サポート 運動能力測定の実施や医療費の助成を行う。 ⑨千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会（障害者アスリート部会）が特に認めた事業 * 国の類似補助分は除く

別表第2

負担割合

区分	項目	1/2 負担	10/10 負担	備考
障害者スポーツ選手掘り起こし	講師謝金		○	技術指導等
	旅費		○	交通費、雑費等
	需用費		○	事務用品、コピー用紙、資料印刷代等
	役員費		○	通信運搬費、手数料等
	会場及び競技用具使用料		○	体験会会場、ミーティング会場、競技用具使用料等
	食糧費		○	昼食等
	競技用具費(団体帰属)		○	競技用具備品購入費及び修理費等
	保険料		○	行事保険等
	消耗品費		○	ボール、ラケット、医薬品等
パラリンピックアスリート強化 オリンピックアスリート強化	講師謝金		○	技術指導等
	旅費		○	交通費、宿泊費、雑費等
	食糧費	○		昼食等
	印刷製本費	○		資料等
	消耗品費	○		ボール、シャトル、ユニフォーム、飲料水、補食費、医薬品等
	保険料	○		傷害保険、旅行保険等
	医療費	○		治療、検査、マッサージ等
	通信・運搬費		○	艇運搬費、馬輸送費、用具運搬、郵送料、車借上料等
	会場使用料		○	練習会場、ミーティング会場、光熱費等
	コーチ等委託料		○	コーチ、トレーナー等
	競技用具費(団体帰属)		○	ボート艇、マット、体操器具、ゴール、フイ、競技艇等の購入費及び修理費等
	競技サポート機材費(団体帰属)		○	映像分析機材、医療器具等の購入費
	競技用具費(個人帰属)	○		シューズ、ラケット、自転車等の購入費及び修理費等
	参加費		○	大会参加費等

1 障害者スポーツ選手掘り起こし 実施要項

- 1 目的 幅広くパラリンピック競技の有望選手を掘り起こすため、運動能力の高い障害者が競技への興味・関心を高め、競技に参加できるよう環境作りを行い支援する。
- 2 主催 (一社)千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会(以下、「県スポレク協会」という)
- 3 主管 関係団体等(競技団体・特別支援学校・企業等)
- 4 支援期間 2015年度～2018年度(平成27年度～30年度)
- 5 支援内容 競技体験会
- 6 支援対象 障害者スポーツ選手の掘り起こし支援条件を満たし競技団体等から推薦され、県スポレク協会が指定した選手
- 7 推薦基準 別表第1-1の範囲及び資質を満たす選手
- 8 経費及び経費の対象 事業実施要項の別表第2「負担割合」と、別表第3「各事業の対象者及び対象となる経費一覧表」を基準とし、県スポレク協会の委託料により実施する。
- 9 申請・報告 実施計画書に必要事項を記入し、定められた期日までに県スポレク協会事務局へ提出する。また、事業完了の日から起算して30日以内または委託金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い時期までに報告書を県スポレク協会事務局へ提出する。
- 10 その他 事業実施上の留意事項については、別に定める。

2 基礎強化支援 実施要項

- 1 目的 基礎強化指定選手、指定団体及び指導者等に対し、パラリンピックを目指す高い意欲や意識を育てる活動及び選手の発掘・育成を支援する。
- 2 主催 一般社団法人千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会（以下、「県スポレク協会」という）
- 3 主管 関係団体等（競技団体・特別支援学校・企業等）
- 4 支援期間 2015年度～2018年度（平成27年度～30年度）
- 5 支援内容 ①国際大会等の視察
②競技用具の整備
③選手・チームの招聘
④外部指導者活用
⑤合同練習会・合同合宿
⑥県スポレク協会が特に認めた事業
- 6 支援対象 基礎強化支援の条件を満たし競技団体等から推薦され、県スポレク協会が指定した選手及び団体
- 7 推薦基準 別表第1～2の範囲及び競技レベル、推薦基準を満たす選手及び団体
- 8 経費及び経費の対象 事業実施要項の別表第2「負担割合」と、別表第3「各事業の対象者及び対象となる経費一覧表」を基準とし、県スポレク協会の委託料により実施する。
- 9 申請・報告 実施計画書に必要事項を記入し、定められた期日までに県スポレク協会事務局へ提出する。また、事業完了の日から起算して30日以内または委託金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い時期までに報告書を県スポレク協会事務局へ提出する。
- 10 その他 事業実施上の留意事項については、別に定める。

3 特別強化支援 実施要項

- 1 目的 特別強化指定選手に対し、パラリンピック出場に向けた強化活動を支援する。
- 2 主催 一般社団法人千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会（以下、「県スポレク協会」という）
- 3 主管 関係団体等（競技団体・特別支援学校・企業等）
- 4 支援期間 2015年度～2018年度（平成27年度～30年度）
- 5 支援内容
 - ①海外遠征
 - ②国際大会の視察
 - ③国内遠征
 - ④強化合宿
 - ⑤選手・チームの招聘
 - ⑥競技用具の整備
 - ⑦外部指導者活用
 - ⑧医・科学サポート
 - ⑨県スポレク協会が特に認めた事業
- 6 支援対象 特別強化支援の条件を満たし競技団体から推薦され、県スポレク協会が指定した選手。
（基礎強化支援の指定団体と重複しての指定を認める。）
強化指定選手には「強化指定証」を発行する。
- 7 推薦基準 別表第1～2の範囲及び競技レベル、推薦基準を満たす選手
- 8 経費及び経費の対象 事業実施要項の別表第2「負担割合」と、別表第3「各事業の対象者及び対象となる経費一覧表」を基準とし、県スポレク協会の委託料により実施する。
- 9 申請・報告 実施計画書に必要事項を記入し、定められた期日までに県スポレク協会事務局へ提出する。また、事業完了の日から起算して30日以内または委託金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い時期までに報告書を県スポレク協会事務局へ提出する。
- 10 その他 事業実施上の留意事項については、別に定める。

東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業（パラリンピック部分）
実施委託要綱

（目的）

第1条 一般社団法人千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会会長（以下「会長」という）は、2020年東京パラリンピックに出場を目指す千葉県アスリートを強化・支援し、一人でも多くの出場者を輩出することで、県民に元気と勇気を与えることを目的に、東京パラリンピック実施競技（22競技）の競技団体又は会長が指定した体育団体・企業・学校・個人等（以下「事業者」という）に実施事業を委託する。

（委託対象事業及び委託経費）

第2条 委託対象の事業内容及び委託経費は東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業実施要項による。

（委託契約）

第3条 事業者は、前条に基づき実施計画書・予算書を1部提出する。

2 会長は、計画に基づき、内容を検討の上、委託契約を締結する。

（委託契約後の内容変更、承認事業）

第4条 委託契約後、経費の配分又は事業内容を変更する場合は、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、委託の目的、条件を損なわない程度の軽微な変更については、この限りではない。

（状況報告）

第5条 会長は、事業の状況について報告を求めることができるものとする。

（実施報告）

第6条 事業者は、事業が完了したときは、実施報告書・決算書を事業終了後2週間以内、又は当該年度の末日までのいずれか早い時期までに1部提出するものとする。

（書類の整理）

第7条 事業者は、委託に係る収入・支出等の帳簿を備え、かつ当該収入・支出等の証拠書類等を整備保管しておかなければならない。

2 前項の規定する帳簿及び書類は、委託事業が完了する会計年度の翌年度から5年間保管するものとする。

附則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。